TEPCO Press Release

柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る対応に関する報告の一部見直しについて

2025 年 6 月 13 日
東京電力ホールディングス株式会社

当社柏崎刈羽原子力発電所 7 号機においては、保安規定で定める運転上の制限からの逸脱となる事象が 4 件発生した※ことにより、4 月 30 日の原子力規制委員会にて、対応区分が「第 1 区分」から「第 2 区分」に変更されております。
(2025 年 4 月 30 日お知らせ済)

当社は、本件の直接原因や背後要因の分析結果、改善措置活動の計画等をとりまとめ、5 月 12 日に、同委員会に報告しており、現在、同委員会による追加検査を受けております。
(2025 年 5 月 12 日お知らせ済)

この度、当社の報告書について、追加検査で説明した箇所について、記載の適正化等の見直しを行い、昨日、改めて同委員会に報告いたしました。

当社は引き続き、同委員会による追加検査に真摯かつ丁寧に対応し、発電所の更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※2024 年 11 月から 2025 年 1 月の間に、7 号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能により、保安規定で定める運転上の制限からの逸脱となる事象が 4 件発生し、令和 6 年度第 4 四半期の安全実績指標の結果について、「白」と分類している。

【添付資料】
・柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 運転上の制限からの逸脱に係る対応について

以 上